

令和 6 年 9 月 17 日

橋本市議会議長
森下 伸吾 様

文教厚生建設委員会
委員長 堀内 和久

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の案件は、審査の結果、下記のとおり決定したから、会議規則第 143 条第 1 項の規定により報告します。

記

受 理 番 号	件 名	審 査 結 果	委 員 会 の 意 見
5	学校の業務量に見合った教職員配置と長時間労働を抑制するため教員に残業代を支給可能とする給特法の改正を求める請願について	不採択	別紙委員長報告書のとおり

委 員 長 報 告 書

さる 9 月 12 日の本会議において、本委員会に付託された、

請願第 5 号 学校の業務量に見合った教職員配置と長時間労働を抑制
するため教員に残業代を支給可能とする給特法の改正を
求める請願について

を審査するため、9 月 17 日に委員会を開催し、慎重審査の結果、賛成少数
で不採択とすべきものと決しましたので、以下その概要を報告します。

記

請願第 5 号の主旨は、国に対し、学校の業務量に見合った教職員配置を
すすめるため定数法（義務標準法、高校標準法）の改正を行うこと、また、
長時間労働を抑制するため、教員に残業代を支給可能とする給特法（公立
の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法）の改正を行
うことを求める意見書の提出を求めるものである。

委員から、請願紹介議員に対し、残業代を支給可能とする改正を行うこ
とが長時間労働の抑制につながるという関連性について ただしがあり、
どれくらい時間外勤務をしているかを正確に把握し、残業時間を意識する
ことで長時間労働の抑制につながると考えられる との答弁がありました。

当局に対し、残業時間の見える化によって教職員の長時間労働の抑制に
つながるか とのただしがあり、残業時間を意識するという点では長時間
労働の抑制に一定の効果はあると考えるが、残業代を支給可能とする改正
を行うことが長時間労働の抑制に直結するものではないと考える との答
弁がありました。

討論に入り、賛成の立場から、教職員の長時間労働は全国的に大きな問
題となっており、現場の教職員からは、授業の持ちコマ数の上限設定や教
職員配置の基礎定数の引き上げを求める声が上がっている。授業の準備や
保護者対応、書類作成など、授業以外に必要な業務が多いため、時間外労

働をせざるを得ない状況にある。教職員が専門職としての役割を発揮し、子どもたちと向き合うためにも、教育現場の労働問題を解決することが必要であると考え、本請願に賛成する との討論がありました。

反対の立場から、本請願の主旨である、「学校の業務量に見合った教職員配置をすすめるため、定数法を改正すること」については理解できるが、「長時間労働を抑制するため、教員に残業代を支給可能とする給特法の改正を行うこと」については、残業代を支給可能としても長時間労働の抑制にはつながらないとする。教職員の負担を軽減するためには、加配職員を増やすなど学校現場の働き方改革を強く訴えていくべきと考えるため、本請願に反対する との討論がありました。